日本気管食道科学会利益相反（COI）規程（抜粋: 発表時）

以下の基準を1項目以上満たす場合に、利益相反宣言が必要です。金額は1企業・団体あたり1年間の額です。複数企業・団体の総和が項目ごとに下記の金額を超えても利益相反宣言は必要ありません。

1.	役員・顧問職としての収入	1,000,000円/年/団体以上
2.	株式などの保有・配当金	1,000,000円/年/団体以上、 または 全株式などの5％以上を保有
3.	特許権使用料	1,000,000円/年/団体以上
4.	講演料	500,000円/年/団体以上
5.	原稿料	500,000円/年/団体以上
6.	研究費の受領	2,000,000円/年/団体以上
7.	奨学（奨励）寄附などの総額	2,000,000円/年/団体以上
8.	企業などが提供する寄附講座	企業などからの寄附講座に所属している場合に記載
9.	その他の報酬	50,000円/年/団体以上

上記のいずれかに該当する方は別紙「日本気管食道科学会利益相反（COI）宣言書」に必要事項を記入し、下記までFaxにてお送りください。

【送付先】
第69回日本気管食道科学会総会ならびに学術講演会　運営事務局
株式会社コンベンションアカデミア

FAX　03-3815-2028

※提出締切：2017 年 6 月 27 日（火）